

関西電力株式会社大飯発電所第4号機の
設計及び工事の計画の技術基準規則等への適合性に関する審査結果

原規規発第 2112031 号
令和 3 年 1 2 月 3 日
原子力規制庁

1. 審査内容

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、関西電力株式会社大飯発電所第4号機の設計及び工事計画認可申請（2021年4月23日付け関原発第40号をもって申請、2021年9月6日付け関原発第383号及び2021年11月24日付け関原発第454号をもって一部補正。以下「本申請」という。）が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の9第3項第1号に規定する発電用原子炉の設置変更の許可を受けたところによるものであるかどうか、同項第2号に規定する「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）に適合するものであるかどうかについて審査した。

規制庁は、審査にあたり申請書本文、発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書、安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書、発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書、発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書、耐震性に関する説明書、強度に関する説明書、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書及び添付図面（以下「本申請の書類」という。）を確認の対象とした。

1-1 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第1号への適合性

規制庁は、本申請の書類から、

- (1) 工事計画のうち設備の仕様に関する事項が、令和2年2月26日付け原規規発第2002262号により許可した大飯発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（以下「設置変更許可申請書」という。）に記載された設備仕様と整合していること
 - (2) 工事計画のうち設備の基本設計方針が、設置変更許可申請書の設計方針と整合していること
 - (3) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが、2020年4月1日付け関原発第12号をもって届出のあった原子炉等規制法第43条の3の5第2項第11号に掲げる事項（発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）と整合していること
- を確認した。

規制庁は、上記の事項を確認したことから、本申請が、原子炉等規制法第43条の3の9第3項第1号に適合していると認める。

1-2 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第2号への適合性

関西電力株式会社は、本申請において、技術基準規則第72条第2項に規定される所内常設直流電源設備（3系統目）（以下「申請設備」という。）を設置する工事を計画している。

規制庁は、本申請の工事計画が、特定重大事故等対処施設を構成する設備を収納する建屋等に常設の直流電源設備を新たに設置する工事であることから、技術基準規則第50条（地震による損傷の防止）、第52条（火災による損傷の防止）、第54条（重大事故等対処設備）、第72条（電源設備）及び第78条（準用）の規定に適合するものであるかについて以下のとおり確認した。

なお、工事の方法に係る技術基準規則の規定への適合性については、上記各条に規定される設備ごとの要求事項等を踏まえ、当該設備が期待される機能を確実に発揮することを示すものであり、かつ、工事の手順や検査の方法等の妥当性を確認するものであるため、上記各条への適合性とは別に記載した。

(1) 第50条（地震による損傷の防止）

規制庁は、本申請の書類から、申請設備を令和3年8月24日付け原規規発第2108244号により認可を受けた工事計画（以下「既認可（特重分割第2回）」という。）により設置された特定重大事故等対処施設を構成する設備を収納する建屋等に設置することとしており、技術基準規則、原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601（日本電気協会）及び発電用原子力設備規格 設計・建設規格 JSME S NC1（日本機械学会）に基づき、常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に分類した上で、当該分類に応じた耐震設計を適切に実施していることを確認したことから、第50条の規定に適合していると認める。

(2) 第52条（火災による損傷の防止）

① 火災発生防止に係る設計

規制庁は、本申請の書類から、

- a. 申請設備を設置する火災区域等には、燃料油を内包する設備が無いこと、また、潤滑油を内包する設備に対する配置上の考慮を行う設計としていること
- b. 申請設備のうち充電時に水素が発生する蓄電池（3系統目）を設置する火災区画に水素濃度検知器を設置して緊急時制御室に警報を発する設計とし、水素を滞留させないために適切な換気を行える設計とするとともに、当該換気設備が停止した場合に緊急時制御室に警報を発する設計していること
- c. 申請設備は、不燃性材料若しくは難燃性材料を使用する設計又は d. に記載する設計としていること
- d. 不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難である蓄電池（3系統目）の電槽等は、当該重大事故等対処施設が設置される火災区画に他の重大事故等対処施設を設置しないこと等により、当該重大事故等対処施設の火災に起因して、他の重大事故等対処施設において火災が発生することを防止する設計としていること

e. 申請設備は、落雷による火災の発生を防止するために、避雷設備を設置する設計としていること、また、地震による火災の発生を防止するために施設の区分に応じた耐震設計を行うなど、自然現象による火災の発生防止対策を行う設計としていることを確認した。

② 火災の感知及び消火に係る設計

規制庁は、本申請の書類から、

- a. 申請設備を設置する火災区域等のうち、蓄電池（3系統目）及び充電器（3系統目蓄電池用）を設置する火災区画については、既認可（特重分割第2回）等により設置した火災感知設備により早期の火災感知を行うとともに、火災の影響を限定し、早期の消火を行うため、重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気設備に影響を与えないよう、全域ハロン自動消火設備を設置する設計としていること
- b. 全域ハロン自動消火設備は、蓄電池を有するなど全交流動力電源喪失を考慮した設計としているとともに、当該消火設備の故障警報を緊急時制御室に発する設計としていること、また、凍結、風水害及び地震によってもその機能が損なわれない設計としていること
- c. a.以外の火災区域等については、既認可（特重分割第2回）等により設置した火災感知設備及び消火設備により、早期の火災感知及び消火を行う設計としていること

を確認した。

規制庁は、①及び②の事項を確認したことから、第52条の規定に適合していると認める。

(3) 第54条（重大事故等対処設備）

当該条文に係る以下の確認事項については（4）第72条（電源設備）で確認を行った。

① 重大事故等対処設備（第54条第1項関係）

規制庁は、本申請の書類から、

- a. 環境条件及び荷重条件について、重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるようにするため、その設置（使用）・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計としていること
- b. 操作性について、想定される重大事故等が発生した場合においても、重大事故等対処設備を確実に操作できるようにするため、重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計としていること

- c. 試験及び検査について、重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査を実施できるようにするために特性及び機能・性能確認、分解・開放（非破壊検査を含む。）、外観確認等ができる設計としていること
- d. 切替えの容易性について、重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備を含めて通常時に使用する系統から系統構成を変更する必要がある設備は、速やかに切替操作可能なようにするため、系統に必要な遮断器を設ける設計としていること
- e. 悪影響防止について、重大事故等対処設備は、原子炉施設（他号機を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含む。）に対して悪影響を及ぼさないようにするため、遮断器の操作によって他の設備への影響を及ぼさない設計としていること
- f. 現場の作業環境について、重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定し、設置場所で操作可能な設計としていること

を確認した。

② 常設重大事故等対処設備（第54条第2項関係）

規制庁は、本申請の書類から、

- a. 容量について、常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすため、系統の目的に応じて必要となる容量を有する設計としていること
- b. 共用の禁止について、常設重大事故等対処設備の各機器は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計としていること
- c. 設計基準事故対処設備との多様性について、常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と、環境条件、地震、津波その他の自然現象、外部人為事象、溢水、火災及びサポート系による共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないようにするため、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計としていること

を確認した。

規制庁は、①及び②の事項を確認したことから、第54条の規定に適合していると認める。

(4) 第72条(電源設備)

規制庁は、本申請の書類から、申請設備について、更なる信頼性を向上するため、負荷切り離し(中央制御室において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。)を行わずに8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うことが可能な設計としていること、設置変更許可申請書の設計方針に基づき、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことに加え、弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計とすることから、第72条の規定に適合していると認める。併せて、申請設備が第54条に適合していると認める。

(5) 第78条(準用)

規制庁は、本申請の書類から、所内常設直流電源設備(3系統目)について、技術基準規則第78条において準用する「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」(平成24年経済産業省令第70号)に基づき、第4条(電気設備における感電、火災等の防止)から第8条(電気機械器具の熱的強度)まで、第10条(電気設備の接地)、第11条(電気設備の接地の方法)、第13条(過電流からの電線及び電気機械器具の保護対策)及び第15条(電気設備の電氣的、磁氣的障害の防止)の規定に対する対策を講じる設計としていることから、第78条の規定に適合していると認める。

(6) 工事の方法

規制庁は、工事の方法について、上記各条に規定される設備ごとの要求事項等を踏まえ、当該設備が期待される機能を確実に発揮できるように、工事の手順、使用前事業者検査の項目及び方法が適切に定められ、また、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止対策等が工事の留意事項として定められていることから、工事の方法として妥当であり、上記各条の規定に適合していると認める。

(7) 既工事計画への影響

規制庁は、本申請の書類から、既に認可した設計及び工事の計画(以下「既工事計画」という。)において確認した、第8条(立ち入りの防止)から第10条(急傾斜地の崩壊の防止)まで、第13条(安全避難通路等)、第47条(警報装置等)、第49条(重大事故等対処施設の地盤)及び第51条(津波による損傷の防止)の規定への適合性について、既工事計画において確認した内容に変更がないことなどを確認したことから、本申請が、その適合性に影響を与えないと認める。

規制庁は、上記の事項を確認したことから、本申請が、原子炉等規制法第43条の3の9第3項第2号に適合していると認める。

2. 審査結果

規制庁は、1-1及び1-2の事項を確認したことから、本申請が原子炉等規制法第43条の3の9第3項各号のいずれにも適合しているものと認める。

なお、原子力規制委員会は、令和3年第8回原子力規制委員会において大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しに係る設計及び工事の計画の認可、保安規定変更認可並びに使用前事業者検査及び使用前確認（以下「設工認等」という。）の手続きを完了させるべき期限は、令和3年5月19日から1年以降の最初の原子炉等規制法第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）において、原子炉を起動するために必要な検査を開始する日とし、その日前に行われるその他の設工認等及び定期事業者検査については、従前の火山事象に関する想定を前提として規制基準への適合性を判断するとの方針を決定した。

規制庁は、本件の審査においては、これに従い、従前の火山事象に関する想定を前提として、本件申請についての基準適合性を判断したところである。